

## 古文書解読自習プログラム 初級レベル1

### 船往来手形

船往来手形は船舶が諸国を往来するために船頭が所持しなければならない通行証明書の  
こと。ここには船主名、帆反数、船頭以下の乗組人数が記載され、キリシタン宗徒でない  
ことの証明もした。

金子元右衛門文書は福山（松前）で漁業も営む商家、金子家の文書。通行関係や借用証  
書が多く含まれる。

#### 解読文

船往来  
渡島国津軽郡松前  
泊川町船主金子元右衛門、  
沖船頭徳弥、増水主共  
四人相改候処、御制禁  
宗門之者無之、仍而津々  
浦々通行不可有  
異議事  
明治四辛未年  
七月  
館藩庁

館藩…明治2年(1869)6月、松前藩が版籍を奉還し館藩と改称、明治4年(1871)7月に館県と  
なるまで2年間ほど存続した。

#### 参考文献

国史大辞典編集委員会『国史大辞典』 吉川弘文館 昭和54～平成9年  
北海道新聞社編『北海道大百科事典』 北海道新聞社 昭和56年  
『文化財探訪クラブ11 古文書に親しむ』 山川出版社 2002年